

令和2年度
事務事業《事後》評価
対象事業一覧表

評価対象事業数 255事業

令和3年3月

伊勢崎市

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
総務部	総務課	1	個人情報保護制度推進事業	個人情報保護制度の適正な運営により、個人情報の保護を徹底し、市民の権利や利益を守り、市民に信頼される適正な市政運営を図ります。	個人情報の取扱に関して、必要に応じて見直しを図るとともに、研修会などにより個人情報を扱う職員の理解を深め、常に適正な制度の運営に努めます。	継続	継続	継続
総務部	総務課	2	ファイリングシステム管理事業	職員が日常的に作成している公文書の適切な整理、保管及び保存などにより、情報公開制度など市民に対する説明責任を果たせるよう体系的に管理を行います。	文書管理担当者への研修や実地指導を行うことにより、ファイリングシステムの適正な運用に努め、文書の発生から廃棄までを総合的に管理していくことで、情報公開制度に対応した文書の適切な管理を推進します。	継続	継続	継続
総務部	行政課	3	区長会事務事業	地域のコミュニティ形成の基盤である区長会の組織力の強化及び円滑な運営のための支援を行います。	年一回の総会、毎月開催される役員会、各種研修事業などを行うことで、会員に対する市及び各種団体からの情報提供や情報の共有化、また市政に対する要望や意見交換などを行います。	継続	継続	継続
総務部	行政課	4	町内会議所建設費補助事業	地域コミュニティの活動拠点である町内会議所の新築、増築、改築などに対し、補助金を交付することで、住民の連帯感、共同意識の醸成及び発展を図ります。	毎年新築、改修の希望調査を全行政区に対し行い、町内などの要望を把握し、計画的に補助金を交付します。	継続	継続	継続
総務部	行政課	5	地縁団体認可事務事業	コミュニティ活動の拠点となる町内会などが所有する会議所や土地を登記する場合には、法人格になる必要があることから、町内会などの法人化を支援します。	地縁団体からの相談業務や認可申請書の受理、審査及び告示などを行い法人化の手助けを行います。	継続	継続	継続
総務部	職員課	6	職員の資質と能力の向上事業	社会情勢の変化や行政課題に柔軟に対応する能力や知識の向上を図るため、人材育成の取組を推進します。	人材こそが、最も重要な経営資源であるとの認識に立ち、人材育成に主眼を置いた体系的な職員研修を実施します。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	7	情報収集・発信事業	市民の生命、財産を守るため、防災情報の収集を行うほか、住民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達する体制を充実します。	関係機関や民間気象予報会社から防災情報を収集するとともに、初動体制の強化を図り、いせさき情報メール、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオなどの媒体を活用し情報を発信します。また、防災意識の啓発に努めます。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	8	災害時協力協定締結推進事業	様々な企業や他の地方公共団体などと協定を締結することにより、災害対応の強化を図ります。	様々な企業の保有する技術や物資の支援を受けるため、企業と協力協定を締結します。また、他の地方公共団体との相互応援協定を締結するとともに、関係機関と連携し、災害対応の強化を図ります。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	9	地域防災力向上事業	自主防災組織訓練を各地区において実施するとともに、ゲーム感覚の災害図上訓練を行い、地域における防災意識の高揚と災害対応力を向上させ、災害に強いコミュニティを形成します。	各地区において自主防災組織訓練を行います。また、DIG・HUGによる図上訓練を行うことにより、地域の防災リーダーの育成に努めます。また、出前講座などを活用し防災意識の向上に努めます。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	10	要配慮者支援対策事業	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの要配慮者が、災害から身を守るため、避難行動要支援者避難支援プラン個別計画を作成し、地域で情報を共有することで日頃の見守りや災害時の避難支援に役立ちます。	要配慮者に避難行動要支援者避難支援プラン個別計画を作成してもらい、避難行動要支援者情報として自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団及び警察署へ提供し、情報を共有化します。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	11	水防体制強化事業	台風や集中豪雨に備え、総合的な治水対策の推進により、浸水被害の防止に努めます。	風水害等対応職員による訓練により、土のうを作成し、台風や集中豪雨に備え、希望者に対し事前に配布します。また、河川管理者と連携し、避難に必要な情報収集に努めます。	一部改善	一部改善	一部改善
総務部	安心安全課	12	防災倉庫整備事業	災害に備え設置している防災倉庫に、食糧や防災資機材などを備蓄することにより、災害時に備えた対応を推進します。	防災倉庫に、必要な資機材などを備蓄するとともに、消費期限の近づいた食糧品などの入替えや性別、年齢、要配慮者などに配慮した物品を備蓄します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
総務部	安心安全課	13	避難場所整備事業	避難場所などの環境整備を推進し、災害時の地域の防災拠点機能を高めます。	避難が迅速かつ安全に行えるよう案内板や標識などを整備し、避難場所の周知に努めます。また、避難所となる市有施設については計画的に耐震化を図ります。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	14	防犯団体等との連携強化事業	犯罪のない安心で安全なまちづくりに向けて、市民、警察及び行政が一体となった防犯活動体制を強化します。	地域防犯活動団体の中核を担う防犯協会への研修や情報交換などを行い、また、防犯ステーションを活用した地域防犯活動を支援するとともに、休日・夜間パトロールを実施します。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	15	防犯灯・防犯カメラ設置事業	夜間の犯罪防止及び通学路の安全確保を図るため、防犯灯及び防犯カメラ設置事業を実施することにより、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。	通学路や地域の主要道路で防犯上危険と認められる場所や犯罪、事故などの発生場所などに防犯灯及びプライバシー保護機能付の防犯カメラ・防犯カメラ内蔵防犯灯を計画的に設置するとともに、維持管理を行います。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	16	防犯活動推進事業	安心して安全に暮らせるまちづくりのため、地域の安全は地域で守るという理念のもと、防犯パトロールなど自主的な防犯活動の推進を図り、地域の防犯力を高めます。	安心安全パトロール協議会による青色防犯パトロール車を活用したパトロールや通学路見守り活動など、市民の防犯活動を積極的に支援します。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	17	国県への要望事業	本市の行政課題について、国や県に積極的な要望活動を実施し、制度の変更や支援を受けることなどにより、本市の行政課題の解決を図ります。	全国市長会や地元選出国会議員を通じて、国への要望活動を実施します。また、県知事、県教育長などへの要望、県議会への請願を行うとともに、県市長会を通じて、県への要望活動を実施します。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	18	田島弥平旧宅周辺整備事業	モニタリング調査を実施することにより、田島弥平旧宅を含めた世界遺産緩衝地帯の確実な保全状況を確認しつつ、来訪者に対するおもてなし対応を図るための周辺整備などを行います。	「富岡製糸場と絹産業遺産群」包括的保存管理計画に基づき、モニタリング調査を実施します。また、「富岡製糸場と絹産業遺産群」田島弥平旧宅保存活用のためのアクションプランに基づき、周辺整備などを行います。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	19	高等教育機関の知的資源の活用事業	高等教育機関の人的・知的資源を活用できるような環境を整備し、高度化・多様化する市民の学習などのニーズに対応します。	大学、短期大学、専門学校、「ぐんま地域・大学連携協議会」との相互交流、連携を深め、市民の学習ニーズなどに対応するための連携事業や公開講座の拡充、カリキュラムパートナー制度の推進など高等教育機関の知的資源の活用を推進します。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	20	都市間連携推進事業	都市間の連携と交流を推進し、都市の魅力を高めるとともに、知名度の向上を図ります。	各種協議会などの構成市町村との情報交換及び連携強化、医療・防災分野の総合連携、広域的な交通網の活用による沿線都市とのスポーツ交流、文化イベントの共催などを通じて、市民交流と地域活性のための連携交流事業を実施します。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	21	地域活性化人材育成事業	地域社会の活性化及び持続的な成長のため、異業種間の交流連携を図り、企業の経営者としての基本的なスキルの修得することにより、新事業、新商品及び新技術の創出や地域経済の振興並びに発展に寄与する人材を育成します。	ビジネススクール形式の人材育成事業を実施する地元企業に対して、補助金を交付します。	終了	終了	終了
企画部	企画調整課	22	第2次伊勢崎市総合計画進行管理事業	計画的な予算の編成と効率的で効果的な事業の執行を行うため、前期・後期基本計画及び実施計画の策定や進捗状況の把握など、第2次総合計画の進行管理を行います。	進行管理の一環として、市民意識調査の実施及びローリング方式による必要性・緊急性・効果などを検討した実施計画の策定を行います。また、平成31年度は審議会などを開催し、後期基本計画を策定します。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	23	移住促進事業	全国的に人口減少が進む中、東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、UJターンによる起業・就業者の創出等を図り、本市への移住を促進します。	群馬県が主催する地方移住希望者を対象とした各種移住相談会へ出展するなど、本市の住み良さをPRし、移住を推進します。東京圏からの移住者に対し、諸条件に基づき移住支援金を交付します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
企画部	企画調整課	24	定住促進事業	全国的な人口減少と急速な少子化・高齢化を踏まえ、本市への人の流れを創出するため、中心地域と近隣地域がそれぞれの特性を活かした集約とネットワークの考え方に基づき、本市全体に必要な生活機能を確認し、人口定住を促進します。	人口定住を促進するために、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を推進します。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	25	婚活支援事業	結婚を前提とした出会いの場の創出や、結婚に対する意識の向上を目的として実施する事業を支援することで、将来的に出産、子育てを市内で行うことを促進し、本市の定住人口の増加を図ります。	独身の男女を対象とした婚活支援イベントを実施する団体に対して、補助金を交付します。	終了	終了	終了
企画部	事務管理課	26	行政評価事業	個々の事業について、一定の基準をもって評価し、その結果を改革・改善につなげ、より効率的な行政運営を目指し、市民サービスの向上を図ります。	各事業の対象、手段、意図、投入コストについて、妥当性、有効性、効率性、公正性の4つの観点から評価し、事業の課題や今後の方針を示します。	一部改善	一部改善	一部改善
企画部	事務管理課	27	指定管理者制度活用事業	公共施設の管理運営に民間事業者の幅広い能力を活用することで、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するとともに、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。	公共施設の指定管理者制度導入による効果の検討や指定管理者候補者の選定を実施します。	継続	継続	継続
企画部	事務管理課	28	定員管理・組織適正化事業	新たな行政需要をはじめ、国、県からの権限移譲及び市民ニーズの多様化に対応するため、職員の定員管理と組織機構の適切な見直しを図り、効率的で効果的な行政運営を推進します。	社会情勢に対応した組織の見直しや機動性に富んだ組織づくりに取り組み、職員定員の適正化の推進による人的資源の効果的配分に努め、組織の活性化を図ります。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	29	情報システム最適化事業	情報システムや情報システム基盤は、ICTの進展に合わせて最適化を進め、効率的な運用・管理を実施することにより、戦略的な情報システムの活用を通じて窓口業務などの各種事務事業を支援し、市民サービスの円滑な推進と充実を図ります。	最新の技術・標準化手法の採用や他自治体との共同利用などの自治体クラウドを推進し、効果的かつ効率的な情報システムの導入・運用・維持管理を実施します。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	30	パソコン等端末機入替事業	各種情報システムを利用するための職員用端末機について、共用の統合基盤として、最新の技術動向を考慮しつつ、適宜入れ替えを実施することにより、行政事務を安定的に実施します。	減価償却や財産処分に関する法令を参考に、原則5年を使用期限とし、財政状況、セキュリティ要件、最新の技術動向などを勘案し、安定的かつ効果的な導入端末機について検討していきます。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	31	ICT推進基本計画策定事業	市民の利便性向上及び行政事務の効率化を目的として、ICTの導入及び推進について検討していくため、本市のICT分野に係る基本方針及び重点的に取り組む施策を策定します。	現行のICT推進基本計画の進捗管理を行うとともに、国の動向や社会情勢、最新技術に関する情報等をもとに、2020年度から適用する本市のICT分野に係る計画を策定します。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	32	公衆無線WiFi整備事業	公共施設でのインターネット通信環境を整備し、施設利用者や観光客の利便性を向上させるとともに、災害時の通信手段を確保します。	公民館、図書館及びホール施設などの拠点施設内の公衆無線LAN(WiFi)により、施設利用者などに無料で提供します。利用状況や国等の動向を踏まえ、整備方針の策定を検討していきます。	継続	継続	継続
企画部	広報課	33	広報活動の充実事業	行政情報を分かりやすく速やかに提供し、市民と行政との情報共有に努めるとともに、市民の意見聴取の機会を充実します。	市民に親しまれる広報紙づくりと誰もが閲覧しやすいホームページづくりに努めるとともに、SNSを有効活用し、行政情報を分かりやすく発信します。また、メールや懇談会の開催などにより市民の声の聴取を行い、市民ニーズの把握に努めます。	継続	継続	継続
財政部	財政課	34	市債管理事業	快適で暮らしやすいまちづくりを推進するため、将来負担を見据えた市債借入の適正管理を行い、安定的な財政運営に努めます。	将来負担を見据えた市債借入の調整及び合併特例事業債のメリットを積極活用することなどにより、市債の適正な管理かつ効率的な運営に努めます。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
財政部	財政課	35	財政状況等作成公表事務	計画的な予算編成と効率的で効果的な事業の執行に取り組みつつ、財政状況などを公表することにより、透明で健全な財政運営に努めるとともに、財政に対する市民の関心度を高め、説明責任を果たします。	市広報紙やホームページにより、予算・決算の概要や年度の執行状況、財務諸表、予算編成方針などを積極的に分かりやすく公表します。	一部改善	一部改善	一部改善
財政部	契約検査課	36	契約検査管理事業	新しい社会や時代の要請に応え、公正さを確保しつつ建設業者の技術力を適切に審査することで、価格と品質が総合的に優れた調達を実現します。また、公共工事の総合的なレベルアップのため、総合評価落札方式の導入を推進します。	総合評価落札方式を採用する対象案件については、執行時点での社会情勢や他市の動向などを踏まえて柔軟に対応します。対象案件の工事内容を検討した上でより技術力の差が出る案件を選定し、採用の可否を業者選定委員会の審議を経て決定します。	継続	継続	継続
財政部	市民税課	37	個人市民税の課税事務事業	安定した税収を確保するため、納税者を的確に把握し、公平かつ適正な課税を行います。	市・県民税申告書などの課税資料に基づき、適正な税額の計算を行い、税額決定・納税通知書により納税者へ納税の告知をします。	継続	継続	継続
財政部	資産税課	38	固定資産税課税事務事業	安定した税収を確保するため、納税者を的確に把握し、公平かつ適正な課税を行います。	課税対象物件の確認調査などにより、適正な税額の計算を行い、税額決定・納税通知書により納税者へ納税の告知をします。また、研修などを通じて、法令などの遵守、税制改正への理解を深めるとともに説明能力の向上などを図ります。	継続	継続	継続
財政部	収納課	39	現年度滞納対策事業	税負担の公平性、納税秩序の維持などを踏まえ、安定的な自主財源の確保を実現するために、納税環境の拡充や初期滞納対策を効果的に実施し、現年度収入未済額の減少並びに収納率の向上を目指します。	コンビニ収納の促進に加え、新たな納税手段を導入し、納期内納付を積極的に推進するとともに、未納者に対し、早期に文書や訪問による催告を強化するなど、滞納初期段階での滞納解消及び自主納付へ導く事業を実施します。	継続	一部改善	一部改善
財政部	収納課	40	収納率向上対策事業	税負担の公平性、納税秩序の維持などを踏まえ、安定的な自主財源の確保を実現するために、収納率の向上を目指します。	市税などの未納者に対し、督促状及び催告書を発送して納税を促すとともに、財産調査を継続的に実施し、差押可能財産を保有する未納者に対しては差押処分などの財産処分を執行し、資力のない納税者に対しては、適正な執行停止処分を行います。	継続	継続	継続
市民部	市民課	41	いせさき聖苑維持管理事業	公衆衛生その他公共の福祉のため重要な施設であることから、計画的な修繕を実施します。	火葬炉保守点検を踏まえ、火葬炉及び付帯設備を確認し、修繕を計画的に実施します。	継続	継続	継続
市民部	市民課	42	出生祝品贈呈事業	子どもの出生のお祝い及び健やかな成長を願って、出生祝品を贈呈します。	本市が受領した出生届に記載された子どもを対象に、出生記念証及び新生児用品を贈呈します。	継続	継続	継続
市民部	市民課	43	聖苑WEB予約システム事業	聖苑の利便性の向上のために、予約申請システムを構築します。	インターネット上で利用予約できるシステムを構築し、予約状況の公開を行います。	継続	継続	継続
市民部	市民課	44	証明書コンビニ交付サービス事業	公共サービスの利便性向上のため、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを導入し、市民サービスの向上及びマイナンバーカードの普及促進を図ります。	コンビニエンスストアでの証明書の交付を推進します。また、サービス導入の効果を検証し、効率的かつ効果的な窓口サービスの運営方法について総合的に検討していきます。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	45	子ども会及び青少年団体活動推進事業	次代を担う青少年を育成するため、青少年関係団体などと連携し地域における体験活動の機会を提供します。	地域間、世代間交流の活動の場の提供や地域活動のリーダーとなる人材の育成、子どもの自主的な活動の場を支えるジュニアリーダーなどの活動の支援を行います。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	46	地域・関係行政機関などとの連携による事業	目まぐるしく変化する社会環境に対応し、地域ぐるみで子どもを育てる環境をつくるため、家庭、地域、学校の連携を促進します。	地域活動団体と連携して、地域のパトロールや非行防止啓発運動などを実施します。また、青少年を取り巻く社会環境浄化運動や青少年の健全育成についての講話などを行う健全育成大会を実施します。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	47	協働まちづくり推進事業	市民の意見やアイデアを活かせる体制の整備や活動団体の支援をおこない、市民との協働まちづくりを進めます。	NPOや市民活動団体などと市が協力して地域を活性化するとともに、市民ボランティアフェスティバルや情報交換会などを開催します。また、パブリックコメント手続や協議会などへの市民参加を推進し、行政へ市民が参加できる環境を整備します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
市民部	市民活動課	48	青少年相談の充実事業	学校生活や対人関係などで悩みを抱える青少年とその保護者に対して、事態の深刻化を防止するために、関係機関と連携し、問題の解決に努めます。	相談窓口担当課と情報を共有し相談体制を充実させ、青少年相談員による電話相談や面接相談を実施します。	継続	継続	継続
市民部	人権課	49	人権啓発事業	市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識が深まるよう、講演会や研修会など、各種事業を通じて、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される地域社会の実現を目指します。	人権啓発フェスティバル、人権について考える集い及び地区別人権学習会など人権啓発の講演会を開催するとともに、会場や街頭で啓発パンフレットなどを配布し、広報啓発活動を行います。	継続	継続	継続
市民部	人権課	50	人権法律行政相談の実施事業	人権擁護委員、弁護士、行政相談委員による市民の悩みごと、困りごと、法的トラブルに関する相談事業を実施し、問題解決へのきっかけとなるアドバイスを行います。	人権擁護委員、弁護士、行政相談委員と協力、連携を図り、本庁では人権法律行政相談、支所では法律相談を実施します。	継続	継続	継続
市民部	人権課	51	男女平等教育と男女共同参画の啓発事業	男女平等・男女共同参画に係る正しい理解と知識を深めてもらい、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。また、男女は対等なパートナーという意識を醸成することで、DVなどの暴力の根絶を目指します。	市民関係団体との協働による講演会や研修会の開催、市ホームページによる情報提供などを通じて、学習機会の提供を行います。また、DV防止のためのキャンペーンなど、啓発活動を行います。	継続	継続	継続
市民部	人権課	52	男女が安心して暮らせる環境づくり事業	DV相談事業の実施により、相談者の自立に向けた支援を行うことで、安心して暮らせる環境づくりを推進します。また、困難を抱えた方が早期に相談にいただけるような環境づくりと情報提供に努めます。	DV相談事業を実施し、関係機関との緊密な連携のもと、必要な事務手続きの支援や情報提供などを行います。また、相談窓口の周知と、相談担当者の資質向上を図ります。	継続	継続	継続
市民部	国際課	53	多文化共生社会形成事業	外国人に関わる課題を解決するため、地域における外国人との融和・相互理解への支援に努めるとともに、多文化共生社会の構築を目指します。	多文化共生推進懇話会及び多文化理解講座を開催します。また、国際ボランティアと協働した事業の実施や外国人相談窓口を充実します。併せて国際友好会館を活用し、市民の国際交流活動を促進し、多文化理解事業を推進します。	継続	継続	継続
市民部	国際課	54	国際姉妹都市・友好都市との市民交流事業	県内でも有数の外国人住民集住地域である本市の「共生のまちづくり」を推進するため、姉妹友好都市交流や市民交流を通じ、市民の幅広い国際感覚の醸成や地域の国際化及び国際理解を図ります。	市民の相互交流を通じた姉妹友好都市交流事業の充実に努めます。また、国際交流のつどい、国際児童絵画展などを通じ、日本及び世界の文化の相互理解を推進します。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	55	ごみ減量化・再資源化推進事業	ごみ分別の徹底とリサイクル意識の向上を図り、ごみの減量化と再資源化を推進します。	「ごみ出しカレンダー」、「分別等関連リーフレット」を作成し、毎年3月に毎戸配布を行い市民へ周知を図ります。また、「ごみ分別辞典」の定期配布、生ごみ処理器や枝葉破砕機の購入への支援、社会科見学を利用した教育活動を推進します。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	56	ごみの適正な収集・処理推進事業	市民が衛生的な環境で安心して暮らせるよう、適正で効率的なごみ収集・処理を行います。	環境指導員と連携してごみの分別回収の啓発と推進活動を積極的に行うとともに、収集事業者による適正なごみの収集を進めます。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	57	処理施設維持管理事業	し尿及び浄化槽汚泥を、適正に処理するため、処理施設内設備・機器の保守管理を安全かつ円滑に行い、衛生的な生活環境を維持します。	各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能を維持することにより、適正な維持管理を行います。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	58	下水処理施設での汚泥処理推進事業	老朽化しているし尿処理施設を統合し、経費の削減と安定したし尿処理を推進するため、し尿処理施設で受け入れた、し尿及び浄化槽汚泥を、隣接する下水処理施設で処理します。	し尿及び浄化槽汚泥を茂呂クリーンセンターから、伊勢崎浄化センター（下水処理施設）へ送り、計画的に処理を進めるとともに、必要な設備整備を進めます。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	59	資源物の持ち去り禁止対策事業	ごみ集積所からの資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類、金属類など）の持ち去り行為を規制するため、啓発及びパトロール調査などを行い、資源物の循環的な利用及び生活環境の保全を図ります。	市広報紙や市ホームページなどで啓発を図り、環境指導員や収集事業者と連携して情報収集活動、パトロール調査、持ち去り行為特定者への指導などを行います。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
環境部	環境政策課	60	合併処理浄化槽普及推進事業	下水道や農業集落排水を利用できない市民に対し、浄化槽補助事業を積極的に推進することにより、河川の水質浄化と文化的な都市生活の向上に寄与します。また、首都圏の飲料水を守ることに、市内の河川などの公共用水域の水質を保全します。	10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に対し、補助金を交付します。また、既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から転換する場合に対しては、補助金額を上乗せして交付します。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	61	産業型公害防止事業	工場や事業所からの水質汚濁や騒音、悪臭といった公害発生を防止することで、市民の生活環境を保全します。	工場や事業所からの排出水の分析、騒音・振動及び臭気測定を実施し、基準を超過している工場や事業所に対して、改善指導や処分を行います。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	62	空家等対策推進事業	老朽化や不適切な管理により周辺の生活環境を著しく悪化させている空家等を減少させるとともに、新たな空家等を増やさない対策を推進し、生活環境や住環境を保全します。	空家等の適切な管理の推進、周辺住民や所有者からの空家等に関する苦情や相談の対応について、本市の空家等対策計画に基づいた施策を実施します。特定空家等の認定を行い、所有者などに対し指導や助言、命令などの措置を講じます。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	63	アダプトプログラム推進事業	市民の環境意識の向上を図り、自発的活動が活性化するよう、環境美化活動への支援を行います。	市広報紙、市ホームページなどによる普及・啓発を実施します。また、登録団体からの要望に応じて、消耗品等の物品の支給や、表示板の提供、傷害保険の加入手続きなど、必要な支援を行います。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	64	環境保全活動推進事業	市民や事業者一人ひとりが環境を守り、より良い環境を未来に伝えるための自主的な活動を行えるよう、市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動の実践に向けた啓発を行うほか、各種の支援を行います。	市民が自らの手で実行できる環境保全のための活動について、市広報紙や市ホームページなどで情報提供を行います。また、ぐんま緑の県民基金事業を活用し、地域住民やボランティア団体等との協働による地域に根ざした整備を支援します。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	65	水質監視事業	河川や沼、地下水の水質を良好な状態に保つことで、将来にわたり貴重な自然環境と多様な生態系を保全します。	河川、沼の定期的な水質測定や地下水の水質調査を実施します。	一部改善	一部改善	一部改善
環境部	環境保全課	66	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策を効果的に進めるために、エネルギー使用量の削減とともに、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を行います。	エコドライブステッカー、地球温暖化対策に係る啓発用品を配布します。また、グリーンカーテンの普及、エコ通勤の推進を継続していきます。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	67	PCB廃棄物調査処理事業	人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるポリ塩化ビフェニル（PCB）を、適正に処理することにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。	各施設での計画的なPCB廃棄物処理を行います。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	68	コミュニティバス運行事業	市民ニーズに応じた効果的に利便性の高い公共交通ネットワークを構築するために、コミュニティバスの路線や便数などの検討や鉄道・路線バスの連絡性の向上を図り、市民の交通機能の確保と利用促進に努めます。	バス事業者と運行協定を締結し、市内全域10路線の運行を行います。また、有料化後の利用状況や市民ニーズ、鉄道・路線バスの連絡性を考慮しつつ、コミュニティバス路線を再編します。	継続	一部改善	一部改善
環境部	交通政策課	69	交通安全施設整備事業	交通環境の安全確保と道路における危険防止及び交通事故防止のための交通安全施設の整備を推進します。	警察や関係機関と連携し、交通事故多発地点や道路状況の点検・見直しなどを行い、道路反射鏡、区画線、視線誘導標などの交通安全施設を整備します。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	70	交通安全の啓発事業	交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止に努めます。	子どもや高齢者などを対象とした交通安全教室を開催するとともに、各季交通安全運動などによる啓発活動の実施や交通指導員による登下校時の街頭指導などを実施します。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	71	市営駐車場維持管理事業	市街地における道路交通の円滑化を図るため、駐車場の維持管理を行います。	市営駐車場の点検・修繕などを行います。また、料金精算システムの保守・管理を要する本町有料駐車場については、業務委託により適切な管理運営を行います。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	72	放置自転車対策事業	自転車などの適正な駐輪秩序を確立するため、放置防止の指導と放置自転車の調査などを行い、公共の場所を確保します。	市内各駅に隣接する市営駐輪場の整理、指導及び放置された自転車などへの警告札の貼付け、移動、保管及び返還などを行います。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
環境部	交通政策課	73	鉄道事業者への要望活動事業	安全性、安定性に優れているとともに、環境に優しい公共交通機関である鉄道の利便性の向上や輸送力の増強を促進することで、誰もが利用しやすい鉄道施設の実現につなげます。	JR両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町で組織する鉄道施設の整備促進に関する期成同盟会などを通じて、鉄道施設の利便性の向上に繋がる要望活動や、鉄道利用者の増加を促進する啓発活動を行います。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	74	運転免許証自主返納支援事業	運転に不安を持つ高齢者等の交通事故の減少を図ることを目的とし、運転免許証の自主返納を促します。	市民を対象に、運転免許証の返納後に取得できる運転経歴証明書等の交付手数料を助成します。また、運転経歴証明書の提示により特典などが受けられる制度を実施します。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	75	資格の適正管理事業	国民健康保険の被保険者資格の適正な資格管理を実施することにより、国保財政の健全運営に資するものです。	世帯主が社会保険に加入する世帯の加入者や保険資格の重複適用者及び未適用者を調査し、届出勧奨や照会文書を送付します。また、被保険者証や納税通知書などの返戻者に対して居住実態調査を実施します。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	76	特定健診・特定保健指導事業	糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することにより、加入者の健康の保持増進を図るとともに医療費の適正化を目指します。	40歳以上の加入者に特定健診を行い、健診結果から対象者に生活習慣改善のための特定保健指導を実施します。また、重症化予防対策として高血糖者や要医療者への保健指導など、レセプトや健診情報を活用した事業を推進します。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	77	保険税の適正な賦課事業	国民健康保険の納税義務者と加入者の情報などを的確に把握し、公平かつ適正な課税を行うとともに収納対策へと繋がる事業を行い、国民健康保険の健全な財政運営に努めます。	課税資料に基づき、税額の計算を行い、税額決定及び納税通知書により納税義務者への告知をします。また、軽減措置が適切に適用されるように、未申告者に対して申告勧奨を行います。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	78	後期高齢者医療制度運営事業	後期高齢者医療制度の適正な運営を図るため、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の賦課、徴収などの事務を円滑に実施します。	会議や研修会を通じて群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化します。また、来庁困難な方への訪問徴収及び平成29年度から開始となったコンビニ・ペイジー収納を推進します。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	79	後期高齢者医療支援事業	後期高齢者医療制度の健全な運営を図り、持続可能で安定した制度の実現に努めます。	医療給付は、群馬県後期高齢者医療広域連合から請求される本市負担分を支払います。受託業務である後期高齢者健診は伊勢崎佐波医師会加盟の医療機関で、また、定額補助による人間ドックは契約医療機関を通じて実施します。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	80	福祉医療の充実事業	福祉医療では、医療費の無料化により、受給資格者の疾病の早期治療を促進するとともに、医療費の家計に及ぼす影響を軽減し、市民の健康保持に努めます。	子ども、重度心身障害者・高齢重度障害者、母子父子家庭などの医療費の自己負担額を無料にする福祉医療費受給資格者証を発行します。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	81	国民年金制度の周知・啓発事業	国民年金に関する相談体制の充実や啓発などにより、市民の制度への理解を深め、老後の生活基盤づくりを支援します。	制度の仕組みや必要な情報を提供するため、パンフレットなどの情報紙により、被保険者への周知を図ります。また、様々なメディアを活用して、広く市民に啓発を行います。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	82	予防接種推進事業	伊勢崎佐波医師会などと連携し、感染症の予防及び疾病のまん延や重篤化防止に努めます。	適正で安全な予防接種を推進するため伊勢崎佐波医師会などに予防接種を委託します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	83	新型インフルエンザなどの感染症対策事業	市民の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にします。	未発生時は、予防対策の周知や季節性インフルエンザまん延防止のため、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。発生時は、相談体制を含めた庁内体制を確立し、まん延防止のための特定接種や発熱外来などで対応します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	84	医療機関の連携支援と情報の周知事業	市民が病気にかかったときの的確な医療サービスが受けられるように、病院や診療所などの特色や機能の情報を市民へ提供します。	医師会との協議や医療機関の情報収集などを行い、医療機関の連携に必要な支援や市民へ情報の周知（市ホームページ、市広報紙、健康カレンダーなど）を行います。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
健康推進部	健康づくり課	85	救急医療提供体制整備事業	市民が安心して救急医療サービスを受けることができるように、切れ目のない安定した救急医療提供体制の充実を図ります。	補助金の交付により救急医療提供体制の環境整備を支援します。また、市民が適正に受診できるよう、救急を含む医療体制について市広報紙などで周知します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	86	子育てサポートナビシステム事業	子育てをサポートするため、子育てに必要な情報の提供や適正な予防接種の推進などを行います。	予防接種スケジュール管理や子育て情報などのコンテンツをスマートフォンなどで利用できるシステム「ワクナビ（ワクチン&子育てナビ）」をWEBサイト及びアプリにて提供します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	87	健康づくりの拠点整備事業	市民の健康づくりや子育て支援の拠点となる施設として、老朽化した保健センターを計画的に更新します。	新保健センターの建設に向けて、建設用地の検討や建設委員会の設置など、準備を進めます。また赤堀・あずま・境の各保健センターは、現状機能を可能な限り残し、維持管理します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	88	市民の健康づくり推進事業	疾病の一次予防に重点をおいた健康づくりを推進するため、地域と行政が一体となり、市民の健康意識を高め、健康づくりを実践する機会を提供します。また、食の大切さを理解し、生涯に渡る、食育を推進します。	地域の健康づくり活動を支援し、健康の日を中心に実践的な運動教室や健康まつりなどを地域と協働で行います。また、地場産野菜を使った親子料理教室など、食育を推進します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	89	妊娠支援事業	子供を望む夫婦への妊娠・出産を支援するため、不妊治療に掛かる費用の一部を助成します。	市内に1年以上居住し、不妊治療を行う夫婦の申請により治療費用助成を行います。助成額は掛かった医療費の自己負担額2分の1、上限額10万円、年度に1回、通算3回まで助成します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	90	不育症治療助成事業	不育症のために治療を受けている夫婦に対し、不育治療に掛かる費用の一部を助成することにより子供を望む夫婦を支援します。	市内に1年以上居住し、不育治療を行う夫婦の申請により治療費用助成を行います。助成額は掛かった医療費の自己負担額2分の1、上限額20万円、年度に1回、通算3回まで助成します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	91	出産支援事業	安心安全に妊娠・出産が迎えられるよう、保健相談の充実と医療機関などと連携して、妊娠期から切れ目のない包括的な支援を行います。	妊婦の健康診査などに対し費用を助成します。また、支援が必要な妊産婦に医療機関などと連携し、保健師による保健相談と保健師や助産師による家庭訪問などを実施します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	92	子育て世代包括支援センター運営事業	妊産婦と子どもを対象に、実情把握や助言指導の実施及び関係機関との連携体制の整備により、妊娠期から切れ目のない包括的な支援を行います。	母子保健コーディネーターとして配置された保健師を中心に妊産婦等の実情把握と支援プラン作成、助言指導、関係機関との連携をとおして支援体制を整えます。また、助産師のケアを提供することで支援が必要な母親の健やかな育児を支援します。	一部改善	一部改善	一部改善
健康推進部	健康管理センター	93	乳幼児健診の充実・強化事業	全ての子どもを対象とする健康診査、相談、発達支援などを実施することにより、疾病の早期発見と発達支援体制を築き、子供の成長発達と子育てに不安を抱える保護者支援に取り組めます。	4か月、1歳6か月、3歳児健康診査と10か月児健康相談及び2歳3か月児歯科健康診査を安心安全に実施することに加え、5歳児健康診査を実施し、子供の成長発達と子育てに不安を抱える保護者に対し、発達相談や発達支援教室を実施します。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	94	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査を行う保護者に対して検査費用の一部助成を行うことにより、先天性の聴力障害を早期発見・早期治療・療育支援につなげ、子供の健やかな成長発達を支援します。	母子健康手帳など交付時に新生児聴覚検査受診票を交付し、原則、検査を行う生後1か月以内の子供の保護者に検査費用の一部助成を行います。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	95	がん検診受診率向上対策事業	がんによる死亡者の減少を図るには、がんの早期発見が重要であるため、がん検診受診率向上を目指します。	個人通知、チラシ配布などによる周知、がんの正しい知識の普及啓発、受診しやすい検診体制の整備、検診未受診者や精密検査の未受診者に対する受診勧奨を行います。また、がん患者などを支援し、社会参加を促します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
健康推進部	健康管理センター	96	生活習慣病予防対策事業	市民自ら健康状態の把握・生活習慣病の予防ができるよう支援し、健康増進・健康寿命の延伸を図ります。	生活習慣病に関する知識の普及啓発と、各種健（検）診や健康相談により、疾病の早期発見、早期対応と重症化予防につなげます。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	97	こころの健康づくりへの支援事業	悩みやストレスによるうつ病など、こころの病気に対する周知や相談等の実施により、こころの健康づくりを支援します。	こころの健康や病気について知識の普及啓発を行います。また、自殺対策推進計画に基づき、関係機関との連携を強化し、総合的な自殺対策を推進します。	継続	継続	継続
健康推進部	スポーツ振興課	98	生涯スポーツ普及促進事業	市民が身近なところで、自分に合ったスポーツを生涯にわたって親しめるよう、各種イベントを開催するとともに、市民参加を促進して、健康・体力づくりにつながるスポーツ活動の普及と意識の高揚を図ります。	毎月第1日曜日の市民スポーツの日に一部の施設を無料開放します。また、市民レクリエーションスポーツ祭やトライアルスポーツ祭及びスポーツ推進委員の研修会を開催し、レクリエーションスポーツの普及を図ります。	継続	継続	継続
健康推進部	スポーツ振興課	99	競技スポーツ普及促進事業	競技スポーツを推進し、競技者数の拡大を図るとともに、スポーツ指導者の養成を図り、競技スポーツの普及と競技力の向上を支える環境づくりに努めます。	各種スポーツ教室、伊勢崎シティマラソン、市民総合スポーツ大会、指導者研修会などを伊勢崎市スポーツ協会、各競技団体などと協力、連携し開催します。	継続	継続	継続
健康推進部	スポーツ振興課	100	体育施設管理事業	市民が安心して安全に利用できるスポーツ施設を維持するため、施設の長寿命化を目指した計画的な整備を行います。	各施設の老朽化に対応した修繕などを計画的に行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	社会福祉課	101	社会福祉協議会等事業	少子高齢化、核家族化の進展に伴い、多様化する市民ニーズへの対応や、地域福祉推進の必要性が高まっています。伊勢崎市社会福祉協議会など各種福祉団体の運営に係る経費を助成するとともに、協働、連携して地域福祉の推進を図ります。	社会福祉大会や戦没者追悼式を社会福祉協議会と共同開催し、地域福祉活動を推進する取組を協働、連携して進めます。また、社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体を支援し、活動の推進を図ります。	継続	継続	継続
福祉こども部	社会福祉課	102	生活保護事業	憲法第25条に規定する理念に基づき、最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給世帯の生活の安定や経済的自立を支援します。	面接により申請意思を確認し、申請書交付受理後、調査を経て生活保護の要否を決定します。保護開始後、就労可能な人へは「就労支援プログラム」などへ参加奨励し、ハローワークなどと連携して経済的、社会的及び日常生活での自立を促します。	継続	継続	継続
福祉こども部	社会福祉課	103	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。	自立に関する相談支援などを行う自立相談支援事業、離職により住宅を失った生活困窮者に家賃相当を支給する住居確保給付金、就労に必要な訓練を日常生活自立段階から行う就労準備支援事業、生活困窮者家庭の子どもへの学習支援事業を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	104	児童厚生施設管理運営事業	児童の健康を増進し情操を豊かにするため、児童及び保護者への支援を行います。	親子講座の開催や児童の育成をサポートする母親クラブ、育児サークル活動を支援するとともに、授業終了後に遊び及び生活の場を与えます。また、施設整備を実施します。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	105	放課後児童健全育成事業	保護者が昼間、家庭にすることが出来ない小学生に対し、健全育成を図るため、授業終了後に遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブの充実に努めます。	待機児童の増加が予想される小学校区ごとに、施設の整備や事業委託などを計画的に行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	106	放課後児童クラブ利用者負担金助成事業	民設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者に対して、利用者負担金を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ります。	民設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者で、本市に住民票のある者の申請に対し、状況に応じて、利用料の全額、または、対象費用の1/2（月額5,000円上限）あるいは1/4（月額2,500円上限）を助成します。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	107	子育て相談センター事業	子育て、児童虐待に関することやひとり親家庭が抱える悩みなどの相談体制を充実するとともに、子育てに関する情報の提供などを行い、子育てを支援します。	多様化する相談に対応するため、研修などに積極的に参加し、相談員の専門的知識の習得を図ります。また、子育てに関する基本情報と行政サービスをまとめた、子育て支援ノートブックを作成し、配布します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
福祉こども部	子育て支援課	108	子ども・子育て支援事業計画の推進事業	子どもの保護者や学識経験者などで構成する子ども・子育て会議を通じて、計画の見直しを行い、総合的な子育て支援を推進します。	子ども・子育て会議で、学識経験者などから意見を聴取しながら、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行います。また、児童養護施設などでの子どもの短期預かりを行う短期支援事業により、子育てサービスの充実を図ります。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	109	児童福祉に関する手当等給付事業	ひとり親家庭等の経済的負担の重い家庭に各種手当等を給付することで、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため。	母子・父子家庭及び父母のいない家庭の養育者や義務教育修了前の交通遺児又は身体等に重い障害を有する20歳未満の者の保護者に手当金等を給付する。また、第1子及び第2子を現に養育し、さらに第3番目以降の新生児を出産した者に祝金を給付する。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	110	こども発達支援センター管理運営事業	発達に不安や心配のある子供やその保護者をサポートするため、相談を受け、必要なアドバイスなどを行うこども発達支援センターの運営を指定管理者により実施します。	発達に不安や心配のある乳幼児の日常生活における基本動作などの指導や集団生活への適応訓練、発達相談支援などを行う、こども発達支援センターを指定管理者に委託し管理運営するものです。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	111	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを生み育てられる環境を整備します。	育児の援助を行う人（援助会員）と援助を受けたい人（利用会員）からなる会員組織で、援助会員は、利用会員の保育の支援を行います。アドバイザーが利用会員からの依頼に応じて、援助会員を紹介しします。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	112	民間保育施設対策事業	市民の保育ニーズに応えるため、民間保育施設の運営を支援します。	地域の事情に応じた適正な定員管理を行い、利用状況や定員に応じて施設型給付及び補助金の交付を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	113	民間保育所施設整備事業	民間保育施設などでの児童受け入れ枠の拡大、保育環境の充実及びサービスの向上を図るため、施設整備を行う法人に対して補助を行います。	伊勢崎市保育所等緊急整備事業費補助金及び子育て環境づくり推進補助金並びに認定こども園整備事業費補助金を要綱に基づき交付します。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	114	特別保育事業	多様化する子育てニーズに沿った、保育サービスの提供体制の充実を図り、安心して子どもを育てられる環境を整備します。	一時預かり、病児保育、休日保育、延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業を実施します。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	115	利用者支援事業	保育に関する施設や関連事業を円滑に利用できるよう子育ての支援を行うとともに、負担軽減の支援を行います。	子育てコンシェルジュによる窓口相談を継続しつつ、保育施設や保育サービスに関する最新の情報を提供します。また、教育・保育施設に入所している第3子以降の利用者負担無料化を継続します。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	116	認可外保育施設支援事業	保護者の多様な保育ニーズに応えるため、開園時間など柔軟に対応している認可外保育施設に対し、運営費を補助します。	県の補助に合わせて補助金を交付します。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	117	民間保育施設保育士加配支援事業	育児休業からの円滑な職場復帰などを支援し、就労と子育てが両立できる環境を整えるために民間保育施設に保育士を加配し、年度途中の入所枠を確保します。	伊勢崎市保育士加配事業費補助金を要綱に基づき交付します。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	118	保育体制強化事業	保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図ります。	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材で、保育士資格を有しない者の配置に要する経費の一部を補助します。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	119	指定管理施設管理運営事業	在宅生活を送る障害者などに対し、日中活動の場を提供し、地域社会で自立した日常生活を営めるよう、就労機会と社会適応訓練の場及び生活動作の支援を提供します。	指定管理者による、福祉作業所及び重度心身障害者デイサービス並びに障害者就労・自立支援施設の管理運営を行います。	一部改善	一部改善	一部改善
福祉こども部	障害福祉課	120	介護給付事業	障害者などに対し、居宅介護、重度訪問介護、療養介護、生活介護などのサービスを提供することにより、障害のある人の自立を支援し、福祉の増進を図ります。	障害者などに対し、障害の程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に必要なサービスを決定し、費用を支給します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
福祉こども部	障害福祉課	121	訓練等給付事業	障害者などに対し、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などのサービスを提供することにより、障害のある人の自立を支援し、福祉の増進を図ります。	障害者などに対し、障害の程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に必要なサービスを決定し、費用を支給します。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	122	自立支援医療給付事業	障害者が必要とする医療費の援助などを通じて、障害者が安心して自立した生活ができるよう支援します。	療養介護の支給決定を受けた者、更生のため医療が必要な18歳以上の身体障害者手帳所持者、18歳未満の障害がある児童で手術などにより確実な治療効果が期待できる者に経済的な支援を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	123	移動支援事業	外出困難な障害者などに対し、社会参加のために必要な外出及び余暇活動の支援をすることで、福祉の増進を図ります。	個人に応じた支給量を決定し、外出先での介助及び必要となる身の回りの支援を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	124	日常生活用具給付事業	障害者などに対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、福祉の増進を図ります。	必要とされる日常生活用具を障害者などに給付します。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	125	意思疎通支援事業	音声言語により意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、支援を行う人の派遣や養成を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	手話通訳者や要約筆記者の人員配置や派遣をするほか、意思疎通支援者の養成を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	126	相談支援事業	障害者などからの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営めるように支援します。	常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者へ業務の一部を委託し、各種相談に適切に対応できる体制を構築します。	一部改善	一部改善	一部改善
福祉こども部	障害福祉課	127	日中一時支援事業	介護者が一時的に障害者の介護ができなくなった場合などに、サービス提供事業所に介護業務を委託することにより、介護者の負担軽減や障害者の生活支援を行い、福祉の増進を図ります。	日帰り短期事業所や登録介護者、サービスステーションに短期的な介護業務を委託します。	一部改善	一部改善	一部改善
福祉こども部	障害福祉課	128	医療的ケア支援事業	看護師などを配置していない学校や事業所などで、障害者などに対して実施する医療的ケアを提供することにより福祉の増進を図ります。	訪問看護師事業者が、主治医の指示に基づいて、派遣先の施設などで導尿、たんの吸引、経管栄養など比較的短時間、かつ、定時の対応で提供できる処置を行います。	一部改善	一部改善	一部改善
福祉こども部	障害福祉課	129	理解促進研修・啓発事業	障害者などに対する理解を深めるため、研修や啓発を通じて地域住民へ、共生社会を実現するための働きかけを強化します。	有識者による講演会の開催や障害者とふれあう機会を設けるなど、障害に対する知識や理解を深めるための啓発活動を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	130	障害者センター管理運営事業	障害者などに対し、自立及び社会参加のための総合的な支援を実施し、活動や交流の促進を図ります。	活動の場の提供や、障害者福祉団体の支援などを行います。	一部改善	一部改善	一部改善
福祉こども部	障害福祉課	131	特別障害者手当等給付事業	日常生活介護を必要とする障害者などに対して支援を行い、障害者福祉の向上を図ります。	特別障害者手当などの受給資格のある人に経済的な支援を行います。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	132	補装具費給付事業	障害者などに対し、失われた身体機能を補完かつ代替する補装具を装着することに対する支援を行い、日常生活の向上を図ります。	障害者などに必要と認められた補装具の購入、修理、借受けに係る費用の一部又は全部を支給します。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	133	自立支援協議会、就労支援協議会支援事業	障害福祉計画・障害児福祉計画を踏まえ各種協議会などを通じ、地域における障害者などへの支援体制に関する課題や関係機関などの連携の緊密化、地域の実情に応じた体制の向上を図ります。	困難事例への対応のあり方、地域の関係機関によるネットワーク構築や地域の社会資源の開発及び改善などについての協議会を開催します。また、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び検証を行います。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	134	高齢者困りごと支援事業	高齢者や障害者が持つ日々の生活の中での困りごとを、働く意欲のある健康な高齢者がこれまで培った経験や知識・技能を発揮して解決することで、双方の生きがいづくりを推進します。	(公社)伊勢崎市シルバー人材センターが行う事業の一部を補助し、高齢者の困りごとを解決していきます。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
長寿社会部	高齢政策課	135	老人クラブ活動費補助事業	高齢者の居場所と仲間づくりの場として、地域を基盤とする自主的な組織である老人クラブを支援します。	老人クラブの活動費について、クラブ単位・老人クラブ連合会それぞれの構成人数に応じた支援を行います。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	136	緊急通報装置設置事業	住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ひとり暮らし高齢者などの見守りの増進と生活不安の解消を図ります。	身体上の慢性疾患、障害などにより日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与します。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	137	在宅サービス事業	行政区役員や民生委員、ボランティアなどの地域の人々と連携、協力して、高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活の助長及び介護予防を図ります。	ひとり暮らしなどで家に閉じこもりがちな高齢者や要介護になる恐れがある高齢者などを対象に、創作活動や趣味活動、日常生活動作訓練、軽トレーニングなどにより身体機能の維持を図るとともに、栄養バランスのとれた給食サービスを提供します。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	138	見守り活動事業	福祉サービスの多様化するニーズや需要の高まりに対応するため、民生委員と連携したひとり暮らしの高齢者に対する見守り活動のなかで、実態調査、相談活動を行うことにより、住宅福祉サービスの充実を図ります。	民生委員によるひとり暮らし高齢者基礎調査を通じて、ひとり暮らし高齢者に聴き取りを行い、必要なサービスの提供に努めます。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	139	老人福祉センター等運営事業	高齢者の心身の健康の保持を図るとともに、市民に憩いの場を与え、世代間の交流を促進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	指定管理者制度により、市民ニーズを把握し、適宜、事業を実施している。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	140	民間福祉施設整備事業	福祉施設の整備を進め、入所待機者の解消に努めるとともに、介護する家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの介護保険福祉施設を計画的に整備します。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	141	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、関係機関が連携して在宅医療・介護の切れ目のない一体的な提供体制の構築を推進します。	切れ目のないサービス提供をするため、「伊勢崎佐波地域退院調整ルール」を策定するとともに、相談窓口「在宅医療介護連携センターいせさき・たまむら」を伊勢崎佐波医師会内に設置し、在宅医療・介護の連携体制の強化を図ります。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	142	地域包括支援センター整備事業	地域に密着した、きめ細かな高齢者支援や地域包括ケアの実現に向け、より効果的な活動を実施するため、地域包括支援センターの機能強化をします。	地域包括支援センターを9つの日常生活圏域ごとに設置し、地域包括ケアの拠点として、地域に密着した事業を展開します。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	143	認知症総合支援事業	認知症の人やその疑いのある人に対して早期に関わり、認知症の人などが安心して生活を送れるよう支援するとともに、認知症に対する理解の普及・啓発を行い、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します。	認知症の人やその家族に、支援が必要と判断されたときに、認知症初期集中支援チームが、医療や介護につなげるための集中的な支援を実施します。また、認知症サポーターを養成するための講座を開催するとともに、認知症地域支援推進員を各圏域の地域包括支援センターに配置し、普及啓発活動を行います。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	144	介護予防事業	高齢者の自立を支援する取組を推進することで、介護予防・重度化防止に資するとともに、社会の中で役割を担い、生きがいを持って地域社会に参加しながら自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	介護予防ケアマネジメントに基づき訪問型・通所型サービスを提供します。また、住民運営の通いの場を充実させ、高齢者が地域の支え手として生きがいを持って活躍できる地域づくりを推進するとともに、リハビリ専門職等の関与を促進し、地域における介護予防の取組を強化します。	継続	継続	継続
長寿社会部	介護保険課	145	介護認定・給付の適正化事業	要介護認定の適正化などを推進することで、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。	要介護認定の適正化やケアプランの点検、住宅改修などの点検、事業所からの請求内容に誤りがないかを確認する縦覧点検・医療情報との突合、利用したサービス内容を記載した介護給付費のお知らせの発送等の事業を実施します。	継続	継続	継続
長寿社会部	介護保険課	146	地域密着型サービスの充実事業	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域や家庭で生活できるよう支援し、出来る限り自立した在宅生活を促進するために、地域密着型サービスの充実を図ります。	地域密着型サービス事業所の新規指定及び指定更新を行うとともに、地域密着型サービス事業への参入を計画する事業者に対して情報提供を行い、民間事業者の参入を促します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
長寿社会部	介護保険課	147	介護保険対策事業	末期がん患者を抱える家族が在宅介護環境を整え、安心して在宅介護ができるよう介護保険制度で補えない部分を支援します。	末期がん患者が在宅で介護を受ける場合、被保険者1人につき一律30,000円を支給する在宅緩和ケア助成金事業や、特定福祉用具を暫定利用し認定調査前に死亡した場合に保険給付相当分を支給する特殊寝台等貸与支援事業を実施します。	継続	継続	継続
長寿社会部	指導監査課	148	地域密着型サービスの適正化事業	介護保険に基づく地域密着型サービス事業所に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、地域密着型サービス事業の健全かつ適切な運営の確保、保険給付の適正化並びに高齢者福祉の向上を図るため、実地指導などを行います	要介護（要支援）者に対する地域ぐるみの支援を行う地域密着型サービス事業者に対し、関係法令・通知などに基づく実地指導や集団指導を実施し、基準を満たさない場合には、改善を促すための必要な助言、指導並びに情報提供などを行います。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	149	住宅リフォーム助成事業	個人向けに住宅リフォーム助成を推進することにより、市民の居住環境を改善するとともに、地域経済の活性化を図る事業です。	リフォーム施工業者を市内事業者に限定し、市内の関連産業や工事に付随した業種の需要を促し活性化を図る。	一部改善	一部改善	一部改善
経済部	商工労働課	150	商店街の活性化促進事業	商店街の魅力を向上させる取組を支援し、にぎわいある街づくりを推進します。	商店街組合などが実施するイベントや研修会などの事業に対して、補助金を交付します。また、地域商業の均衡ある発展の誘導や新たな名産品の創出、地域連携、創業支援などを実施します。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	151	中小企業経営基盤強化事業	経済活動の国際化や多様化が進む中で、競争力を高め、経営基盤の強化に取り組んでいる中小企業を支援することにより、地域経済の更なる発展を目指します。	市内中小企業が、新技術・新製品の開発を行う場合に補助金を交付します。また、各種融資制度や伝統産業の振興、販路拡大への支援などを実施します。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	152	勤労者福祉の充実事業	誰もが安心して働くことができる雇用環境づくりを推進します。	中小企業の従業員の福祉増進と雇用の安定を支援します。また、融資制度の充実と活用の促進を図ります。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	153	雇用促進事業	一人ひとりの働き方や就業意識の多様化が進んでいる中で、能力を十分発揮し、安心して働くことができるよう、関係機関と連携しながら雇用機会の拡大を図ります。	就職面接会や高校生就職ガイダンスなどを開催し、ハローワークや各種関係機関と連携して雇用の場を創出します。特に、雇用環境の厳しい女性や若者などに対し、きめ細かな就労支援を行います。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	154	消費生活センター機能強化事業	市民の消費生活に関する相談や苦情を広く受け付け、市民生活の安定と向上を図ります。	ライフステージや環境・状況に応じた出前講座や講演会、イベント等を開催するとともに、市広報や市ホームページ、啓発資料による情報提供を行います。また、消費生活に関する資料の展示・貸出しを行い、学習機会の提供を行います。	一部改善	一部改善	一部改善
経済部	商工労働課	155	消費生活相談事業	消費者の利益を守り、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活に関する苦情や問合せに対し、助言やあっせんを行い、被害の未然防止と被害回復を図ります。	高度情報化に伴い多様化・複雑化した消費者トラブルに適切に対応するため、職員の能力向上を図ります。また、高齢者などの消費者に対し、県や関係機関・関係課との連携を図ります。	一部改善	一部改善	一部改善
経済部	商工労働課	156	消費生活の安定と向上事業	消費者が適正に商品・サービスを選択できる取引環境を確保するため、表示や計量の適正化に努めます。	販売事業者に対し、家庭用品品質表示法・製品安全4法・計量法に基づく立入検査を実施します。また、特定計量器の定期検査を実施するとともに消費者への啓発も行います。	継続	継続	継続
経済部	企業誘致課	157	企業誘致活動事業	市内企業の受注増加や就業人口の増加など、地域経済全体の活性化を目指し、優良企業の誘致を進めます。	工業団地などに進出する企業への優遇措置として、奨励金を交付する立地支援策及び支援策などのPRを兼ねた積極的な企業誘致活動によって、優良企業を誘致するとともに、進出企業との協業を支援します。	継続	継続	継続
経済部	農政課	158	認定農業者と集落営農組織等の担い手の育成・確保事業	認定農業者を確保・育成することにより、農業経営基盤と生産基盤の強化及び高齢化や後継者不足による耕作放棄地の解消などを図ります。また、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を図ります。	将来の農地利用や地域農業のあり方を検討し、地域が抱える人と農地の問題を解決するための人・農地プランに位置付けます。また、農地中間管理機構の活用を推進していきます。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
経済部	農政課	159	地元農産物等普及促進事業	安心、安全な農産物の供給を基本とし、市内産農畜産物の魅力や消費者の信頼を高め、ブランド力・販売競争力の向上を図ります。	農産物のブランド化事業を核に、Made in いせさき地域ブランド研究会と連携し、商品開発や販路開拓を進めるとともに、地産地消推進の店と連携したイベント等を実施し、地元農産物のPRを図ります。さらに学校給食への利用促進を図ります。	継続	継続	継続
経済部	農政課	160	農業体験・交流事業	本市と長岡市の児童が、恵みへの感謝、収穫の喜びなど、食と農の大切さを体験・学習するとともに、市民交流・世代間交流を図ります	小学4年生から6年生までの新潟県長岡市寺泊地区の児童と伊勢崎市内の児童に農業体験（野菜収穫体験）と交流の場を提供します。	継続	継続	継続
経済部	土地改良課	161	境小此木東部地区県営農地整備事業	農業生産基盤を整備することにより、農業者などの拠点生産地を地区内に戻し、同時に農地集積を促進することで、生産の拡大、低コスト化、農業経営の効率化・安定化及び農業後継者、担い手の育成並びに耕作放棄地の解消を図ります。	ほ場の区画を整えるとともに、排水路及びび道路などを総合的に整備します。	継続	継続	継続
経済部	土地改良課	162	土地改良施設維持管理適正化事業	一級河川に設置された頭首工（堰）の長寿命化のための機能診断に基づいた整備補修工事を行い、施設の維持、用水の安定供給、工事費の平準化に努めます。	一級河川に設置されている頭首工（堰）の改修工事を計画的に行います。	継続	継続	継続
経済部	土地改良課	163	農村総合整備事業	用排水路や農作業道を改修することにより、農作物の生産性が向上します。また、整備後30年を経過した構造物などの更新を行います。	用排水路の改修、新設、更新及び農作業道の改良、舗装を行います。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	164	華蔵寺公園遊園地事業	伊勢崎市の観光の中心的存在である華蔵寺公園遊園地が、来園者の憩いの場となるよう、安心で安全な施設運営を目指します。	各種遊具の点検委託及び修繕を実施するとともに、計画的な管理運営及びサービスの提供を行います。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	165	観光づくり推進事業	各種イベントを開催することで地域の活性化を図るとともに、市民や市外からの観光客に対して、本市の魅力やPRすることで都市イメージの向上や市民のふるさと意識の醸成を図ります。	関係機関や団体と連携を図り、各種まつりや花火大会、産業祭、グルメイベントなどを開催します。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	166	観光客誘致推進事業	県外からの観光客を誘致し、にぎわいのあるまちづくりを推進しつつ、本市の知名度アップを図ります。	JR東日本や東武鉄道、NEXCO東日本と連携を図り、観光誘客キャンペーンや鉄道駅などにポスターを掲示することなどにより、首都圏を対象に観光客誘致を図ります。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	167	芸術文化活動支援事業	高齢社会の中で余暇時間の増大や価値観の多様化により、ゆとりや生きがいなど、心の豊かさを求める市民の意識が高まっていることから、文化活動の支援に努めます。	伊勢崎市文化協会への支援や市所有の美術品を市内公共施設やホームページ上で積極的に公開します。	継続	継続	継続
建設部	土木課	168	生活道路整備事業	市民生活に密着した生活道路などを整備し、安心して快適に暮らせる居住環境を形成します。	地元（区長）からの要望により、説明会など関係者との調整を図りながら道路整備を行います。	継続	継続	継続
建設部	土木課	169	市道（赤）112号線道路整備事業	本路線の沿線には、工場、倉庫も多く大型車両の交通量が増加しております。歩道設置などの道路改良を行うことにより、歩行者の安心・安全な通行を確保します。	道路幅に伴う関係者の同意を得て、用地買収、道路整備（L=1,200m、W=16m）を行います。	継続	継続	継続
建設部	土木課	170	市道（境）115号線道路整備事業	本路線は、都市内幹線道路で、東毛広域幹線道路から平塚境停車場線を結ぶ路線の一部となっています。この区間の整備により、安全で快適な道路環境の創出を図ります。	道路幅に伴う関係者の同意を得て、用地買収、道路整備（L=1,260m、W=16m）を行います。	継続	継続	継続
建設部	土木課	171	橋りょう維持事業	地震に強く、安全性の高い橋りょうを適切なコストと計画的な補修により、維持管理を行うことで、安全で快適な市民生活を保持します。	各橋りょうについて、5年に1度、定期点検を行い、点検結果をもとに計画的に補修工事を行います。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
建設部	土木課	172	治水対策事業	治水・水利の安全性を高め、水と緑の自然環境を保持しながら、河川、水路の改修整備や防護柵の改修を行い安全で安心な生活環境をつくります。	壊れた水路やフェンスなどの補修、堆積した土砂などの撤去、風水害時の応急的な対応を委託により行います。また、老朽化や安全基準に合わない防護柵などの改修を順次行います。	継続	継続	継続
建設部	道路維持課	173	道路維持事業	市道の老朽化による事故を未然に防ぐため、道路パトロールによる危険箇所の発見及び改良や修繕による維持管理を行うことで交通の円滑化を図り、安全で快適な市民生活を保持します。	道路パトロールによる危険箇所の早期発見及び緊急修繕を行いながら、老朽化した市道の改良及び修繕を計画的に行います。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	174	市民や事業者の自主的なまちづくりへの支援・指導事業	良好な住宅開発が進み、市民が快適に暮らすための居住環境の整備を促進します。	良好な市街地の形成のため伊勢崎市宅地開発指導要綱に基づいた適切な指導を行います。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	175	木造住宅耐震改修事業	安心安全なまちづくりの推進を目的として、木造住宅の地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るため、補強工事費などの一部を補助します。	木造住宅で伊勢崎市木造住宅耐震診断の結果、補強が必要となった住宅の所有者に対し、耐震改修工事費などの一部を補助します	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	176	木造住宅耐震診断事業	安心安全なまちづくりの推進を目的として、伊勢崎市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るため、昭和56年以前の木造住宅を対象に耐震診断を行います。	木造住宅耐震診断の申請者に対して、群馬県建築士事務所協会に耐震診断士の派遣を委託し、市内の木造住宅の耐震診断を行います。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	177	住まいに関する相談事業	良質で安全な住宅の建築を推進します。	窓口相談や無料住宅相談会を開催します。	継続	継続	継続
建設部	住宅課	178	公営住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良好な市営住宅を提供するために、市営住宅の適正な維持管理を図ります。	市営住宅の効率的な修繕を実施するとともに、耐用年限を経過した住宅については入居者の状況などにより建物の解体工事を進めます。また、特定目的別分散入居を実施することにより、住宅に困窮している市民への的確な住宅の供給を進めます。	継続	継続	継続
建設部	建築課	179	公営住宅改善事業	市営住宅の老朽化対策や少子高齢化などに対応した目的別の住戸改善を行うため、既設の市営住宅を改修します。	間取りや洗面所、トイレ、風呂場などの水周り、給排水設備などの改修を行います。また、屋根や外壁の断熱化などを行います。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	180	適正な土地利用推進事業	定期的に土地利用の動向を調査し、新たな地域地区などの指定により、適正な土地利用を推進します。	都市計画に関する基礎調査の実施や、社会情勢の変化に対応した都市計画マスタープランの策定・見直しを行います。また、都市計画変更調査を実施し土地利用規制の検討を行い、用途地域等の変更や見直しにより適正な土地利用の誘導を図ります。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	181	景観形成事業	節度ある景観形成の促進や景観形成の重要な構成要素である屋外広告物の適正化を推進します。	大規模な建築行為などの届出制による景観誘導や市民などの景観意識向上の啓発事業を実施します。また、幹線道路の違反広告物の是正指導などを実施します。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	182	田中町居住環境創造地区整備事業	伊勢崎宮郷工業団地と同時に市街化区域に編入された居住環境創造地区において、地区計画に基づいて道路等の公共施設を計画的に整備し、良好な居住環境の形成と職住近接による定住人口の増加を促進します。	地区計画に基づいて既存道路5路線と新設道路4路線（幅員5～6m、総延長約1,780m）を計画的に整備します。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	183	都市計画道路3・3・3号道路改良事業（足利線以南工区）	中心市街地から放射線状に伸びる主要地方道や一般県道を本道路で結ぶことにより、市内の交通処理機能の向上を図るとともに、広域的な都市間の連携軸を形成します。	整備延長L=約470m、基本幅員W=25.0m（日乃出町地内の（主）足利伊勢崎線から（主）前橋館林線までの区間）の道路整備を実施します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
都市計画部	都市計画課	184	都市計画道路3・4・44号道路改良事業（駅西工区）	都市計画道路3・4・44号駅南東西通りのうち（主）伊勢崎大胡線から赤坂川までの未整備区間を整備し、駅利用者や児童・生徒の通行安全性と駅への交通アクセス機能の向上を図ります。	整備延長L=220m、基本幅員W=17.0mの道路整備を実施します。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	185	公園施設長寿命化事業	都市公園施設の重点的且つ効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、長寿命化計画に基づく維持管理及び更新を的確に実施し、安全性や機能を確保しつつ、ライフサイクルコストの削減を図ります。	都市公園施設の価値や重要性を検証し、予防保全型管理と事後保全型管理に区分し、計画的な維持管理を行います。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	186	(仮)あすま南小学校区近隣公園整備事業	あすま南小学校の南側に面積約1.4haの近隣公園を整備し、地域住民の憩いの場をつくります。	近隣公園予定地と隣接して雨水幹線の調整池を設置するため、地権者や関係部署と調整を図りながら用地買収を行い、造成工事及び施設工事等、公園整備を実施します。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	187	市民による緑化の推進事業	多くの市民に緑化意識の高揚を図り、緑化を推進することにより、より良い生活環境が保たれるとともに、潤いのある緑豊かな伊勢崎市を創出します。	華蔵寺公園で春に行うグリーンフェスタや秋にいせさき市民のもり公園で行う市民緑花フェアのほか、各地区の産業祭やイベントなどを通じて花木や果実の苗木を配布します。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	188	公園愛護団体やボランティアによる公園の環境整備事業	良好な水と緑の空間づくりを推進するため、市民との協働により、みどりの環境を整え、市民に潤いと安らぎの空間を提供します。	近隣住民やボランティアによる公園内の除草やゴミ拾いなどの日常管理、破損遊具の報告などの活動を支援します。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	189	西部土地区画整理事業	昭和46年3月に市街化区域の指定を受けてから宅地化が急速に進み、無秩序な宅地開発が拡大していました。そのため都市計画道路等公共施設の都市基盤整備を図り、良好な市街地形成を目指します。	都市計画道路を6,239.3m、区画道路を20,939.6m、公園を10カ所整備します。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	190	東部第二土地区画整理事業	当地区は中心市街地に近く周辺は土地区画整理整備済み地区であり、宅地化が著しい状況でした。そのため、道路等公共施設を整備、改修を実施して健全な市街地形成を目指します。	都市計画道路を863m、区画道路を15,024.9m、公園を4カ所整備します。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	191	茂呂第一土地区画整理事業	当地区は市中心部に近く農村集落を形成したまま宅地需要が高まっていた地区でした。そのため、東武伊勢崎線と（主）伊勢崎深谷線の踏切解消と道路等公共施設の整備を図り、良好な市街地形成を目指します。	都市計画道路を4,435.6m、区画道路などを14,625.2m、公園整備を5カ所整備します。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	192	茂呂第二土地区画整理事業	当地区は他の土地区画整理地区事業に隣接し、南部幹線の建設予定があったことから、道路開通に伴い無秩序な宅地開発が予想されました。そのため、道路等公共施設の整備を図り、良好な市街地形成を目指します。	都市計画道路を5,321.8m、区画道路を14,352.2m、公園を2カ所整備します。	継続	継続	継続
都市計画部	都市開発課	193	市街地再開発事業	伊勢崎駅前インフォメーションセンターなどを活用して、市街地の賑わいの創出と生活利便性の向上を図ります。また、まちづくりルール（地区計画など）を活用して、本市の玄関口にふさわしい良好な都市景観の形成を図ります。	伊勢崎駅前インフォメーションセンターや南口駅前広場などでの各種イベントを通じ、駅周辺の賑わいの創出を図ります。また、まちづくりルール（地区計画など）を活用し、建築物などの適正な規制・誘導を図ります。	継続	継続	継続
都市計画部	都市開発課	194	まちなかイルミネーション事業	駅前広場などの整備が進んだ伊勢崎駅周辺において、まちなかイルミネーションを開催し、市街地の賑わいの創出を図ります。	南口駅前広場などを会場に、冬のまちなかを華やかに彩る、まちなかイルミネーションを開催します。	継続	継続	継続
都市計画部	都市開発課	195	密集住宅市街地整備促進事業	伊勢崎駅周辺の老朽建築物などを撤去することにより、密集住宅市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図ります。	駅周辺第一土地区画整理事業の整備に合わせ老朽建築物などの買収・除却を行います。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
都市計画部	市街地整備課	196	伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業	駅前広場及びそれに接続するシンボルロードを始めとし、各公共施設の整備改善と併せて駅周街区の高度有効利用と中心商店街の再編成と居住人口の確保のために市街地の整備改善を行い、健全な中心市街地の形成を図ります。	駅前広場7,203.44㎡、都市計画道路3,515.9m、区画道路5,800.7m、公園8箇所の整備と建物の移転補償等を行います。	継続	継続	継続
都市計画部	市街地整備課	197	伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業	住宅地・工業地等を考慮しながら、道路・公園・駅北口広場等の都市機能と潤いある街としての居住環境の向上を図ります。	駅前広場4,000.04㎡、都市計画道路2,022.0m、区画道路を1,867.9m、公園を2箇所の整備と建物の移転補償等を行います。	継続	継続	継続
公営事業部	事業課	198	オートレース開催運営事業	オートレース事業の安定的な事業運営を推進します。	大きなレースの開催時に各種イベントを実施することにより、新規来場者の増加と車券売上の向上を図るとともに、専用場外車券売場の開設による車券売上の向上を図ります。また、事業内容などを精査することにより、開催経費の削減を図ります。	継続	継続	継続
上下水道局	総務課	199	水道事業の安定・効率化経営推進事業	水需要の減少に伴って料金収入が減少傾向にあるとともに、水道施設の耐震化や老朽管の更新などに多額の費用が見込まれる中、安全で安心な水を将来にわたり安定的に供給するため、安定した事業運営に努めます。	経費の節減とあわせて、適正な水道料金収入を維持するため、未収金となっている料金の徴収強化や水道局で所有している未利用地の売却などについて継続して実施します。	継続	継続	継続
上下水道局	上水道整備課	200	老朽管更新事業	安心・安全な飲料水を市民に安定して供給するため、地震やさびに強い管路を構築します。	安定した水道水の供給を行うため、更新時期を迎えている水道管について、計画的に更新を行い、地震などの災害に強い管路の整備を行います。	継続	継続	継続
上下水道局	上水道整備課	201	配水管整備事業	安心・安全な飲料水を市民に安定して供給するため、清浄で安定した水道水の供給を図ります。	宅地化などの進展に伴う水需要に対応した配水管網の整備を行うとともに、既設管の改良整備や耐震管更新整備を行います。	継続	継続	継続
上下水道局	浄水課	202	上水道施設整備事業	市民が安全で安心して飲める水道水の安定供給を継続していくための、水道施設の整備を目的とします。	災害時などの対策として、施設の耐震化等を進めるとともに、経年化した施設については、重要性や劣化状況を考慮し、計画的な更新と改修を行います。	継続	継続	継続
上下水道局	下水道整備課	203	下水道への接続促進事業	下水道への早期接続を促進し、下水道使用料の増収を図るとともに、公共用水域の水質の向上を図ります。	補助対象区域への訪問を行い、接続の促進を行います。また、イベントなどで啓蒙活動を行います。	継続	継続	継続
上下水道局	下水道整備課	204	効率的な汚水処理推進事業	市街化区域などの人口密集地を下水道事業計画区域に定め、計画区域外などでは、浄化槽への転換を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。また、下水道処理区域の再編や汚水処理施設の統廃合により、効率的な事業運営を行います。	下水道事業計画区域内は、公共下水道の整備を促進し、計画区域外などでは、浄化槽への転換のために支援を行います。また、農業集落排水処理施設の更新費用と下水道への接続費用を比較検討し、下水道への接続を進めます。	継続	継続	継続
上下水道局	下水道整備課	205	単独公共下水道 汚水施設事業	伊勢崎浄化センターを処理場とする事業計画区域において、下水道管の整備を推進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。	下水道管を効率的に整備します。	継続	継続	継続
上下水道局	下水道整備課	206	流域関連公共下水道 汚水施設事業	県が管理する平塚水質浄化センターを処理場とする事業計画区域において、下水道管の整備を推進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。	下水道管を効率的に整備します。	継続	継続	継続
上下水道局	下水道整備課	207	特定地域生活排水処理事業	境東新井地区と境島村南部の浄化槽の設置及び維持管理を行うことにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。	設置希望者から分担金を徴収し、本市が個人の敷地を借りて浄化槽を設置します。また、工事完成後は使用者から浄化槽使用料を徴収し、浄化槽の維持管理を行います。	継続	継続	継続
上下水道局	下水道整備課	208	雨水施設整備事業	市街地などの浸水被害を防止・軽減するため、雨水幹線などの整備を推進することにより、快適で安全な生活環境の実現を図ります。	公共下水道の雨水事業計画区域において、緊急性の高い区域から雨水幹線などの整備を行います。また、道路整備事業などの他事業と連携し、整備を進めます。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
上下水道局	下水道施設課	209	終末処理場整備事業	汚水量の増加に対する処理場施設の状態を中長期的に予測し、処理場施設を計画的かつ効率的に整備します。	汚水の流入量の増加に対して、段階的に施設の増設を行うとともに、現有施設は改築・更新や耐震化を効率的に進めます。	継続	継続	継続
消防本部	総務課	210	非常備消防施設整備事業	消防団の45個の分団詰所について、計画的に建替えるなどの整備を行い、消防団の機能維持を図ります。	分団詰所は、耐用年数を超え老朽化しているものもあるため、順次建替えなどを行なっていきます。移転の必要がある詰所については用地の取得も実施します。	継続	継続	継続
消防本部	総務課	211	救急救命充実事業	年々増加する救急需要に対応するため、救急に関する高度な知識、技術を有する救急救命士を増員するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大を推進します。	有資格者の登用や研修所への派遣により、計画的に資格者の増員を図ります。また、各種研修の受講により、処置可能範囲の拡大を図ります。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	212	住宅用火災警報器普及促進事業	一般住宅への警報器の設置を促進することにより、市民生活の安全性を高めます。	住宅用火災警報器の必要性を行事や各種イベントを通じてPRし、設置を促進するとともに、維持管理の重要性も周知します。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	213	査察指導の強化事業	多くの市民が利用する施設や事業所に対して火災予防上の体制や設備の点検を指導し、所有者や事業主の防火に対する認識を高め、火災を未然に防ぐための知識の普及に努めることで、市民生活の安全性を高めます。	立入検査を実施し、防火管理業務を適切に行っているか、消防用設備などの点検を実施しているかを確認し、消防法に適合するよう指導します。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	214	危険物施設や取扱者に対する保安対策と指導の徹底事業	危険物施設からの災害を防止するとともに、自主保安体制の確立を呼びかけ、危険物に対する意識の高揚と啓発を図り、市民の安全を確保します。	危険物安全週間（毎年6月第2週）に啓蒙活動を実施します。また、危険物施設の所有者及び取扱者に対して、施設の適正な維持管理を指導します。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	215	火災予防意識の普及啓発事業	各種施設、事業所だけでなく、市民の火災予防意識を高めることにより、火災を未然に防ぎ、安心して暮らせるまちづくりを目指します。	各種行事やイベントを通じて、日常の業務や日常の生活に潜む出火危険を伝えるとともに、その予防対策の周知を行います。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	216	消防水利整備事業	消防水利は、火災発生時に円滑な消火活動を行うための重要な消防力の一つです。大規模地震が発生し、水道管の寸断により消火栓が使用できなくなった場合に備えて、耐震性を有する防火水槽を設置し、地域消防力の向上を図ります。	中心市街地や充足率が低い地域など設置可能な場所を継続的に調査し、耐震性貯水槽を計画的に設置します。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	217	消防庁舎等整備事業	経年劣化した消防庁舎の改修を実施し、災害応急対策の拠点として市民の生命、財産を災害から守ります。また、施設などの維持管理を行い長寿命化を図ります。	消防庁舎などの劣化度を調査し、計画的に改修します。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	218	広域的な連携体制強化事業	大規模災害の発生に備えて、広域的な連携体制を整備し、災害対応を強化します。	近隣自治体と消防相互応援協定を結び、連携体制を強化するとともに、緊急消防援助隊の応援体制や受け入れ体制を充実させます。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	219	応急手当普及啓発事業	救急現場に居合わせた人が速やかに救命処置を実施出来るよう、普及啓発活動を促進し、救命率の向上を図ります。	市民を対象に行う、応急手当講習会を定期的の実施します。また、市ホームページや各種催物などで、応急手当講習会の普及啓発を行います。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	220	境消防署庁舎建設事業	庁舎を、将来的にも対応可能な災害応急対策活動の拠点として適切に機能するように、効率よく効果的に整備を図ります。	複雑多様化する災害現場に対処するため、訓練施設も含め、機能的な庁舎の整備を計画的に進めます。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	221	医療機関やメディカルコントロール協議会との連携強化事業	救急業務を適切かつ円滑に行うため、医療機関との連絡調整を図るとともに、救急救命士が行う応急処置などの質の向上を図ります。	医療機関との連絡調整を図るために、伊勢崎佐波救急医療連絡協議会を開催します。また、救急救命士が行う応急処置などの質の向上を図るため、定期的に救急救命士の病院実習及び症例検証会を実施します。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
消防本部	通信指令課	222	高機能消防指令システム整備事業	多種多様化する災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、高機能消防指令システムと連動する消防車両が円滑に出動できるよう、システム装置の適正な維持管理に努めます。	高機能消防指令システム及び消防車両に積載される装置や部品を計画的に交換し、充実したシステムの運用を図ります。	継続	継続	継続
消防本部	指揮調査課	223	火災予防対策事業	火災の発生原因を究明し、情報を活用して類似火災の予防に努め、市民が安心、安全に暮らせるまちの実現を目指します。	火災の原因と損害を調査して、事後の消防活動に活かすだけでなく、火災が発生する要因などを市民に知らせることで、火災予防を推進します。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	224	救急・災害医療体制構築事業	二次救急医療機関、災害拠点病院として、救急や災害時の医療提供体制の充実を図ります。	地域医療機関との役割分担による救急患者の受け入れ体制の強化と、災害医療活動訓練実施による災害時の職員の効率的、効果的な対応の習得やBCP（事業継続計画）の見直しなどを行います。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	225	伊勢崎市民病院救急センター（室）整備事業	地域の中核的な急性期病院として、疾病構造の複雑化に対応し、市民の医療ニーズに応えるため、救急センター（室）の整備を進め、医療体制の充実を図ります。	救急患者の受け入れ体制の整備を行い、救急センターの更なる充実を図ることで質の高い医療を市民に提供します。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	226	伊勢崎市民病院器械器具整備事業	地域の中核病院として高度な医療水準をもって、市民の医療ニーズに応えられるよう医療器械の整備を進め、医療体制の充実を図ります。	地域の中核病院として質の高い医療を市民に提供できるよう耐用年数が経過した医療器械を順次買い替えます。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	227	医療従事者の育成確保事業	急性期入院医療を中心とし、救急医療や他の医療機関で対応することが困難な、高度な先駆的医療を提供するため、市民病院の医師及び看護師などの確保を図るとともに、医療従事者の質の向上に努めます。	医師及び看護師を確保するため、関係大学及び専門学校への働きかけを行うとともに、医療従事者の研修を充実します。	継続	継続	継続
市民病院	医療サービス課	228	診療収入確保事業	安全で質の高い医療を継続的に提供するため、診療収入を確保し、健全で安定した病院事業運営に努めます。	診療報酬に関する専門知識習得や請求事務における精度向上のための研修会を実施し、適正な診療報酬請求を行います。	継続	継続	継続
市民病院	地域医療連携室	229	かかりつけ医との連携推進事業	かかりつけ医（診療所など）と市民病院が連携し、それぞれの機能や特色を十分に活用できるよう医療情報や技術の共有を図りながら、患者の紹介・逆紹介をスムーズに行える体制づくりを推進します。	紹介状の受け渡し、地域医療従事者との合同研修会、症例検討会、医療ニーズ把握のための医療機関訪問、市民や患者を対象とした講演会などを実施することで、医療情報や技術を共有します。	継続	継続	継続
会計管理者	会計課	230	会計管理事業	地方財政が厳しい状況の中、公金の適正な管理が求められていることから、支出書類の審査及び出納事務を効率的かつ正確・迅速に行うとともに、効率的な資金運用を図ります。	公金の適正な管理を行うとともに、事務執行の効率化を進めながら、正確・迅速な書類審査及び出納事務を行う体制の充実を進めます。また、公金の資金計画及び管理を行い、状況に応じた効率的な資金運用を行います。	継続	継続	継続
選挙管理委員会	選挙課	231	常時啓発事業	明るい選挙の推進を図るため、投票率の低い若年層への啓発事業等を実施します。	小中高校生を対象とした明るい選挙ポスターコンクールを実施するとともに、入選作の作品展を開催します。また、高校生を対象とした、選挙出前授業を実施します。	継続	継続	継続
監査委員会事務局	監査課	232	財務監査事務事業	地方自治法に定める財務監査などを実施し、行政運営の健全化及び財務事務などの適正化を図ります。また、結果を公表し、監査の実効性の確保や行政の透明性を高め、市民に信頼される監査を目指します。	監査計画に基づき、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する定期監査や随時監査、例月出納検査及び財政援助団体などの監査並びに決算審査及び財政の健全化審査を行います。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	233	小中学校施設整備事業	より良い教育環境を保つために、児童・生徒数に合わせた教室の確保を図るため、計画的な学校整備を進めます。また、地域防災拠点としても配慮した安全で安心して利用できる施設を整備します。	不足教室の増築や老朽化した体育館・プールの改築を行います。また、地域防災拠点として施設のバリアフリー化や安全対策に配慮した学校整備計画を進めます。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
教育部	教育施設課	234	赤堀小学校グラウンド整備事業	旧赤堀中学校敷地の財産整理に関連して、隣接する赤堀小学校のグラウンドを拡張整備することで、屋外教育環境の充実を図ります。	旧赤堀中学校西校舎を赤堀小学校として転用することに伴い、現況市道の付け替え、小学校グラウンドの拡張整備、給食受入室等改修、付帯外構工事などを実施します。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	235	学校施設校庭等整備事業	たくましく心豊かな子どもを育成するため、子どもの最も身近にある学校の屋外環境（運動場）を安全で安心して利用できるよう整備します。	現在の屋外環境（運動場）は水はけが悪い状況であるため、敷地内の側溝整備や水はけの良い山砂と硬さや防塵作用がある石灰ダストを攪拌し、敷きならす整備を実施します。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	236	小中学校管理諸室空調機更新事業	職員の健康管理及び職場環境の改善のため、老朽化による故障や機能低下を起こしている空調機を更新します。	小中学校の職員室などの管理諸室及びコンピュータ教室の空調機の更新を行います。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	237	伊勢崎市教育構想推進事業	本市の学校教育の方向性や施策を示した伊勢崎市教育構想を毎年度策定し、「ふるさと伊勢崎の伝統・文化・歴史に立脚したグローバルな広い視野と高い志をもち、よりよい未来を創り出す子ども」の育成を目指します。	伊勢崎市教育構想の柱を市民性育成プラン、21世紀型学力向上プラン、地域と世界をつなぐ人材育成プランの3つとし、すべての公立幼稚園、小学校、中学校で取り組みます。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	238	小中一貫英語力向上プログラム推進事業	小学校「英語科」と中学校「英語科」の9年間の連続性を重視した本市の小中一貫英語力向上プログラムを推進し、グローバル社会に対応する英語コミュニケーション能力の育成を目指します。	各小中学校では、外国語指導助手（ALT）などを活用し、ネイティブな音声や表現に触れる活動、英語によるコミュニケーション活動、自分の考えを英語で表現する活動の3点を重視した英語科授業に取り組みます。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	239	小中一貫英語力向上プログラム推進事業（英語4技能検定料助成事業）	本市の中学校英語教育においては、小中一貫英語指導カリキュラムを構築・実践する中で、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく身に付け、ふるさとについて英語で豊かに表現することのできる生徒の育成を目指します。	生徒の英語力を明確に把握・評価し、きめ細かな指導改善を図り、生徒の学習意欲向上へとつなげていくために、校内テストだけでなく積極的に外部資格試験（GTEC）を活用し、検定料の一部を助成します。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	240	ふたばすくすくプラン推進事業	保護者のニーズに応じた子育て支援と地域の教育力を生かした体験活動などを中心とした「ふたばすくすくプラン」を推進し、幼稚園、保護者、地域が一体となった幼児教育の充実を目指します。	各幼稚園で幼児の遊び場や保護者の情報交換、悩み相談の場を提供する子育てふれあいタイムと、地域の様々な人との交流や自然体験、生活体験を行うジョイふるタイムを実施します。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	241	インクルーシブ教育推進事業	本市の子どもたち一人ひとりの障害や特性に配慮した特別支援教育の充実を図り、障害等の有無にかかわらず子どもたちがお互いに学び合うインクルーシブ教育の推進に努めます。	学級担任等と教育支援員が連携して、子どもたちの生活や学習上の困り感を理解し、行動の背景にある気持ちにより添い、生活や授業の中で活躍できる場を設けるなど、個に応じた支援の更なる充実に取り組みます。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	242	児童生徒の安全対策事業	児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができる環境を整備するとともに、自らの命を守る安全教育の推進を図ります。	時代にあった安全学習・安全指導を計画的に進めるとともに、家庭や関係機関と連携して安全管理の充実を図ります。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	243	学校保健充実事業	児童生徒の心身の健康を保持増進するため、学校保健活動を通じて、健康管理ができる児童生徒の育成を目指します。	健康診断の結果から個人の健康状態にあわせた保健指導を実施します。また、家庭や関係機関と連携して、より効果的な保健教育を推進します。	継続	継続	継続
教育部	四ツ葉学園中等教育学校	244	中等教育学校の教育内容充実事業	中高一貫教育の特徴を生かした計画的、継続的な教育に取り組み、生徒の多様な個性の伸長や優れた才能の発見に努め、確かな学力と豊かな人間性の育成を重視しながら生徒一人ひとりに合った進路実現を目指します。	企業・大学・地域と連携しながら、6年間の発達段階に応じた教育の実施、6年間一貫継続した効率的な学習・生活・部活動の実施、主体的・対話的で深い学びの実践や課外授業などの取組を実施します。	継続	継続	継続
教育部	四ツ葉学園中等教育学校	245	特色ある教育推進事業	グローバル社会への対応力を備え、国際的視野をもって地域社会に主体的に貢献できるグローバル人材の育成を目指します。	グローバル人材の育成のため、発達段階に応じた学習ができるスキルアッププログラムの充実、最先端の知識や技能に触れるキャリア教育の充実、米国ミズーリ州立大学を拠点とした海外グローバルリーダー研修の実施の3点を重視した取組を行います。	継続	継続	継続

令和2年度事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要		1次評価	2次評価	最終評価
				実施目的	具体的な方法			
教育部	健康給食課	246	学校給食充実事業	子ども達に地域の農産物や食文化などへ興味や関心を持たせるため、地場産食材を積極的に使用します。また、食材や給食の検査及び調理場内の衛生管理の徹底により、安心安全な学校給食を提供します。	郷土食や行事食などの献立を充実し、より多くの地場産食材を使用を図ります。また、保健所や学校薬剤師会等の指導のもと衛生管理を徹底した、学校給食を提供します。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	247	地域生涯学習推進事業	市民が、生きがいを持ち心豊かに過ごすため、学びの楽しさ、学びの成果を活かした、大人と子どもが学ぶ街を目指します。	出前講座・生涯学習支援ボランティアまなびい先生を活用した、1行政区1楽習を推進します。また、学びの成果を生かす生涯学習大会の開催や地元大学との連携による公開講座などを開催します。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	248	放課後子ども教室推進事業	地域社会の中で、子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれること、また、次代を担う人材の育成のため、児童が多様な体験・活動を行うことを目的として、放課後子ども教室を実施します。	放課後に、学校や社会教育施設で、算数の補習や工作、調理実習など多様な体験・活動を地域の方々の参画を得て行います。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	249	公民館等施設整備事業	利用者の安全確保、環境整備を目的として、地域の生涯学習活動の拠点である公民館等施設を計画的に維持・更新します。	地域の特性に合わせ、公民館等施設を計画的に改修します。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	250	ものづくりビジネス体験事業	市内就業者の増加のため、地域の活性化、地域の人材育成を行う体験型の事業を実施します。	地元有力企業の職員が持つ実体験やノウハウなどを活用し、小中学生を対象にものづくり体験、高校生を対象にビジネス体験を実施します。	継続	継続	継続
教育部	図書館課	251	読書の銜いせさき推進事業	図書に親しむ環境を整え、心豊かな潤いのある市民生活を確保するため、乳幼児から高齢者、外国籍の人たちにも配慮した図書館資料を整備するとともに、家庭、地域、学校に読書活動を普及します。	様々な年代に応じた読書活動や家庭での読書活動を推進するとともに、読み聞かせボランティアを養成します。また、親子読書を推進し、図書館ホームページや図書館だよりを充実させるとともに、視覚障害者向け資料や外国語図書の拡充を図ります。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	252	史跡田島弥平旧宅の世界遺産活用事業	世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡田島弥平旧宅を保全、整備、活用し、歴史や地域文化の理解、振興を図ります。	史跡田島弥平旧宅の各種建造物などの保全や修復を計画的に実施し、史跡の整備を進め、公開範囲を拡充します。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	253	史跡女堀保存活用事業	国指定史跡の女堀は、本市の貴重な歴史資産です。今後は遺跡の全容把握と保存策の検討を行いながら、遺跡を整備し、適切な活用を図ります。	調査整備委員会を開催し、整備基本計画を策定します。また、特色ある歴史資産を中心として、体系的に整備を進めます。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	254	史跡上野国佐位郡正倉跡保存活用事業	国指定史跡上野国佐位郡正倉跡は、本市の貴重な歴史資産です。今後は遺跡の全容把握と保存策の検討を行いながら、遺跡を整備し、適切な活用を図ります。	郡役所全体を把握するために調査整備委員会を開催し、発掘調査を実施いたします。また、特色ある歴史資産を中心として、体系的に整備を進めます。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	255	赤堀歴史民俗資料館運営事業	資料展示や学習・研究の機会を提供し、郷土の歴史や民俗に関する知識・理解の向上を図り、郷土愛を育むことを目指します。	赤堀歴史民俗資料館において、歴史文化講座や企画展、季節展などを行います。また、収蔵品のデジタルデータ化により、資料台帳の整理を進めます。	継続	継続	継続